

一般事業主 行動計画

従業員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など 制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成28年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成29年4月～ 制度に関する案内を作成し従業員へ配布

目標2：育児休業取得前後に業務体制の見直しを行う事により、育児休業を取得しやすく、また現職相当職へ復帰しやすい組織作りを行う。

<対策>

- 平成28年4月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 平成29年4月～ 制度のルール化、社内報などによる従業員への周知

目標3：

育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組の実施

ア) 女性労働者に向けた取組…社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組

イ) 管理職に向けた取組等…働き続けながら子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修

<対策>

- 平成29年1月～ 従業員に対する仕事と家庭の両立に関する意識調査の実施
- 平成29年10月～ 上記意識調査を受けて、管理職研修の実施
- 平成29年10月～ 子育て中の従業員が、結婚や子育て前の従業員の不安にこたえる仕組みを試験的に実施する。

- 平成 30 年 10 月～ 上記取り組みの評価について従業員アンケートの実施
- 平成 31 年 1 月～ アンケート結果を参考にメンター制度の構築・運用方法の検討

目標 4：在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方を導入する

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ テレワーク制度を試験的に実施
- 平成 29 年 4 月～ テレワーク制度の成果について、制度を活用している従業員とそれ以外の従業員の双方に意見聴取を行う
- 平成 29 年 10 月～ 在宅勤務やテレワーク制度について対象者の基準や運用方法などの設計を行う
- 平成 30 年 4 月～ 在宅勤務もしくはテレワークの制度化を図り正式に実施する

目標 5：子供・子育てに関する地域貢献活動を実施する

<対策>

- 平成 29 年 10 月～ 子供・子育てに関して会社でできる活動を従業員アンケート実施
- 平成 29 年 10 月～ 上記事項について、実施のためのボランティア有給制度の検討
- 平成 30 年 4 月～ ボランティア休暇制度について従業員の意見聴取
- 平成 30 年 10 月～ 対象活動を定めて、ボランティア休暇制度の実施